

令和3年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第4回 鹿児島県最低賃金専門部会議事録

開 催 日 時	令和3年8月6日（金）13時50分～15時30分	
開 催 場 所	鹿児島合同庁舎 第2会議室	
出 席 者	公益代表委員（3名）	石塚孔信 松枝千鶴 山本晃正（敬称略）
	労働者代表委員（3名）	喜納浩信 白石裕治 日高実禎（敬称略）
	使用者代表委員（3名）	岩重昌勝 内 道雄 濱上剛一郎（敬称略）
	事務局（3名）	榎園労働基準部長 勝田賃金室長 壺屋賃金室長補佐
議 題	1 鹿児島県最低賃金の改正審議について 2 その他	
配 付 資 料	1 令和3年度地域別最低賃金の審議・決定状況 （結審後配付資料） 鹿児島県最低賃金の改正決定に関する報告書	

○ 山本部長

ただ今から、令和3年度第4回の鹿児島県最低賃金専門部会を開催いたします。
先ず、本日の部会の成立について、事務局より報告をお願いします。

○ 勝田室長

本日の専門部会は、全ての委員にご出席いただいておりますので、定足数を満たし、本専門部会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

○ 山本部長

ありがとうございます。本専門部会は成立しているとのことですので、それでは、早速審議に入りたいと思います。
まず、事務局から全国の結審状況について、ご説明をお願いします。

○ 壺屋賃金室長補佐

私からは、机上配布しました資料につきまして、説明させていただきます。
これは、令和3年度地域別最低賃金の審議・決定状況です。
昨日現在、当局で把握しているものを取りまとめたものでございます。
目安ランク別に都道府県を分けて、前年度決定状況、改定最低賃金額、引上げ額、目安、目安比較、結審年月日、効力発生予定年月日について、掲載しております。
昨日現在で、31の労働局で結審しております。
Aランクについては、Aランクに属する6労働局、すべての労働局において、28円引き上げで結審しております。効力発生予定日は、いずれの局も、10月1日となっております。

Bランクについては、Bランクに属する11労働局のうち、10労働局において、28円引き上げで結審しております。効力発生予定日は、いずれの局も、10月1日となっております。

Cランクについては、Cランクに属する14労働局のうち、11労働局において、28円引き上げで結審しております。

Dランクについては、Dランクに属する16労働局のうち3労働局において28円引き上げ、1労働局において30円引き上げで結審しております。効力発生予定日は、いずれの局も、10月1日となっております。

以上でございます。

○ 山本部長

ただ今、全国の結審状況についてのご報告がありました。これについて何かご質問等がございますか。

(質問等なし)

○ 山本部長

それでは、特に結審状況についてご質問が無いということですので、ただ今より内容についての審議に入りたいと思います。

前回、それぞれの立場からご意見をいただきました。

労働側からは40円という引き上げ。前々回の会で引き上げが示されて、前回についてはこれをさらにどれくらいまで歩み寄るかという話の具体的な金額は出されていません。ただ、28円の目安と、それから格差を是正したいという点は十分注目しているのだというご意見が出されたかと思えます。それに対しまして、使側の方からは、前々回は0円でしたが、前回3円という提示がなされております。

しかしながら、40円と3円という点では、甚だ開きが大きいので、それぞれ前回の審議を打ち切って持ち帰っていただいて、再度意見を調整していただくというふうにしておいたかと思えます。

その上で、本日、それぞれの側から具体的な金額の提示等がございましたら、是非お願いをしたいと思えます。

それでは、労働側の方からお願いできますでしょうか。

○ 白石委員

基本的な考え方というところになると、繰り返しですが、私どもの主張としてはやはり、憲法の中の大原則である基本的人権の尊重というところを見ると、健康で文化的な最低限の生活を営むとありますし、そこについて、最賃の第1条の中の労働者の生活の安定というところもきちんと記載されていますし、その中で1番改善にあたってということで、1丁目1番地というわけではないですが、一番最初に書いてあるのは、労働者の生活の安定です。これが一番最初に書いてあるということは、そこに重きをもってということで、最低賃金法が定める目的というところが、ここにあるのではないのかなと一番感じているところでございます。

また、最賃法は、法律に基づく労働者のためのセーフティーネットと私どもは理解しており

まずし、生活する労働者の安定そして生計費というところを重んじるところではないのか。また、人口減というようなところで見ると、格差是正というか、賃金の格差によって地元の人間が県外に流出するというようなこともありますし、そのところはきちんと真摯に受け止めて、この第1条の国民の生活の健全な発展というところも踏まえれば、やはり誰もが時給 1000 円ということを実現するためには、地域間格差を縮めていかないといけないのではないのかなと思っております。

その中で、そこに一番の重きを置きながら、目安額と格差是正分というところで、労側の方としては主張をしたいと思えます。以上です。

○ 山本部会長

ただ今、労側から、労働者の生活安定ということに主眼が置かれるべきだということ。それと同時に、格差是正あるいは県外に若者がどんどん出ていく、これを何とか良くしたいといったこと。そういったことから、是非 1000 円を実現したいと考えた上で、なおかつ、目安とそういったことを重視したいということで、特に金額の提示はございませんでした。

それでは、使側の方から何かご提示ありますでしょうか。

○ 濱上委員

今、最賃のことでお話ありましたが、労働者保護ということは私どもも十分理解はしております。景気がいい時、悪い時いろいろあります。それはそれできっちりと守るべきだと思うのですが、今回は、パンデミックは 100 年に 1 回と言っていいのでしょうか。あまりにも異常事態です。要は、事業活動そのものが制約されている。時短だったり、閉鎖だったり、そういう状況の中で、さっき国民生活とおっしゃいましたが、事業者の生活はどうなるのか。あくまでも、最賃法は労働者保護と、それは十分分かってはいるのですが、それに報いたい事業者が思うような活動ができない事業者の生活はどうなるのか。健全な国民経済、健全な国民生活を守れない状態にあるわけです。100 年くらい前ですか、スペイン風邪というのが。100 年に 1 度のパンデミックが起きているわけです。しかも 1 年半以上続いている。それで、収束の見通しがあるのかどうかといえば、また昨日も 3 件のクラスターとか鹿児島県で 50 何人とか、全く先行きが見えないのです。

労働者保護というのは十分分かっているのですが、それを報いようとする事業者が動くに動けない。雇調金とかいろいろあるのですが、国からの支援金がまだ入っていない状況です。じゃあ、そんな時にどうすればいいのか。呆然としているという意味で、今回初めて心が折れるという表現も使わせていただいておりますが、そんなことになるのではないかと。少々の上げ幅ならいいかなと正直思っておりました。ただ、目安が 28 円という、あの時の状況からしてもますます悪化しているわけです。コロナの感染状況というのは、唯一、ワクチン接種が始まったというのはあるのですが、じゃあ、事業者としてはどのように対応すればいいのかということで、非常に手探りの状況が続いているとうことのあるものですから、そこは理解していただきたいなと思っております。

額についても、3 円と言いました。じゃあ次、6 円でいいのか、8 円とかいろいろ思うのですが、ある意味、目安というのが決まっています。今のこの各県の様子を見ても、28 円より下というのはきつと無いのだと思えます。そういうのを見ると、ちょっと無意味なのかなと、

はっきり言って。じゃあ、しょうがないというのが正直なところですよ。以上です。

○ 山本部会長

ありがとうございました。

使側の方からも、労側が述べた人権尊重、生活安定といったようなことを十分考慮しているつもりだと。しかし、今回のパンデミックが極めて異常な事態であって、活動自身が制約されて、報いたい気持ちもあるけれども、収束の見通しも立たないと。国の支援金もまだ十分入っておらず、極めて厳しい状況で動かない状況だといったような見解が重ねて表明されたかと思えます。

では、これ以上、この場で金額のことを議論することはなかなか困難かと思いますので、再度、前回同様、個別の協議に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山本部会長

それでは、いったん退室をお願いします。公益の方で打ち合わせをいたします。

(個別協議)

○ 山本部会長

それでは、審議を再開したいと思います。

先ほど、労使双方から個別に協議を行わせていただきました。

その結果、これ以上金額について、個別の金額をさらにすり寄せていくというような議論がなかなか困難であると判断しまして、公益の見解を示すことで話をまとめたいと考えております。

当専門部会は、7月28日に第1回専門部会を開いて、その後7月30日、8月4日、本日も4回に亘り審議を重ねてまいりました。

公益委員としましては、極力、金額をすり合わせて、双方納得のいく、双方賛同できるような金額をまとめたいと思っておりましたが、それがなかなか実際には困難であろうという状況に至っております。

そこで、先ほど申し上げましたように、全会一致を目指すべきですがけれども、それがなかなか困難であろうということで、現時点で公益の見解をお示しして、それを採決にかけるということで審議をまとめていきたいと思っておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山本部会長

それでは、これから公益委員の方で協議して、見解をまとめた上でご提示いたしますので、15分程度かかるかと思いますが、しばらくご退室いただき、お待ちいただければと思います。よろしく願いいたします。

○ 山本部会長

それでは再開いたします。

公益委員の見解をとりまとめましたので、事務局の方で配布をお願いいたします。

○ 山本部会長

公益委員の見解は、中賃の公益見解にありましたように、中賃の目安を十分に参酌することを強く期待するといういわば希望表明がございまして、その点にも十分に配慮しつつ、作成したものです。

読み上げることで提案に代えさせていただきます。

令和3年度鹿児島県最低賃金の改正審議において、平場での協議及び公労・公使間の個別協議を重ねて参りましたが、双方の提示額に隔たりがあり、これ以上の歩み寄りには期待できない状況に至りました。

そこで、鹿児島県最低賃金専門部会において採決をするに当たり、公益委員の見解を、以下のとおり示します。

1つ、中央最低賃金審議会の目安小委員会では、経済財政運営と改革の方針2021及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップに配慮した調査審議が求められたことについて特段の配慮をした上で、総合的な審議を行ってきた。地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、目安を十分に参酌することを強く期待するとされているところであり、この公益委員見解の目安額に十分配慮しつつ、これまで審議を進めてきた。

2つ、最低賃金法9条2項の定める最低賃金の3つの考慮事項を等しく考慮すべきこと、国際的にも低位に抑えられてきた我が国の最低賃金の水準を引き上げ、生計費に見合った賃金の確保や非正規労働者等の処遇改善、地域間格差の縮小を図ることが必要であること、新規卒業者の半数近くが県外へ就職している現状にあり、他県への労働力流出防止のためにも魅力ある鹿児島の創生に努める必要があること等の労働者側からの見解について考慮した。

3つ、当県においては、離島を擁し、地域経済を支える小規模事業者にとって、極めて厳しい経済環境を強いられていること、ワクチン接種が開始されたものの、新型コロナウイルス感染症の影響は長期化して人流も制約され、特に、観光産業を主とする本県のダメージは大きく、回復の見通しが立っているとは言い難いこと、最低賃金の大幅引き上げで困難に直面する経営者の心が折れる懸念もあること、中小企業の事業経営を支援するために国の各種の措置も拡充されつつあるが、時間が掛かるなどの問題もあること等の使用者側からの見解について考慮した。

4つ、地元経済の活性化のためには消費が増えなければならないが、消費の拡大のためには、賃金の上昇、企業収益の改善によって、経済を好循環に導いていく必要がある。また、影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化等に一段と強力に取り組む必要がある。

これらのことを総合的に勘案して、公益見解としましては、28円引上げて、令和3年度の最低賃金を821円としたい。

以上が公益委員の見解です。

これに続きまして、適用する地域、適用する使用者、適用する労働者、最低賃金において賃金に算入しないものは、従来どおりとするということで、なおかつ、効力発生日は、法定どおりということで進めたい。これが、公益委員の見解であります。

○ 山本部長

以上の公益の見解をもって、当専門部会の結論としてよろしいかどうか、採決したいと思いますが、その前に、議事の進め方につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

○ 勝田室長

最低賃金審議会令第5条及び第6条によりまして、議事は出席している委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、部会長が決めるとなっております。

以上でございます。

○ 山本部長

議事の進め方につきましては、ただ今、事務局よりご説明のあったとおりでございます。

それでは、先ほどの公益委員の見解について、お諮り致します。公益委員の見解に賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

○ 山本部長

次に、公益委員の見解に賛成できないという委員は、挙手をお願いいたします。

○ 山本部長

どうもありがとうございます。棄権される方はいなかったということで。

以上、採決の結果、賛成多数で公益委員の見解を承認するというので決定をいたしました。どうもありがとうございました。

○ 山本部長

続きまして、この公益委員の見解を採用した専門部会の結論は、本審に対して私の方から報告をすることになるかと思えます。

この部会の報告書の作成につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○ 勝田室長

結審時に作成する部会報告書でございますが、本年度も昨年度と同様に、生活保護水準と最低賃金額との比較につきまして、中賃の考え方による計算額と、これに基づく乖離額の有無などを明確にしておく必要があると考えております。

つきましては、結審時の部会報告書に、別紙としてこれを示す資料を添付させていただきたいと思っておりますので、ご確認をお願いいたします。

○ 山本部長

結審時の部会報告書に、中賃の考え方による具体的な計算額やその場合の乖離額の有無など

を、別紙として添付したいということですが、これにつきましては、皆様よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山本部長

それでは、ただ今より、報告文を事務局で作成していただきますので、暫時休憩したいと思います。しばらくお待ちください。

○ 山本部長

それでは再開いたします。

ただ今、事務局より配布していただきました報告書をご覧ください。

それでは、報告文を読み上げることで代えさせていただきますと思います。

令和3年8月6日。鹿児島地方最低賃金審議会会長、山本晃正殿。鹿児島地方最低賃金審議会鹿児島県最低賃金専門部会部会長、山本晃正。鹿児島県最低賃金の改正決定に関する報告書。当専門部会は、令和3年7月2日、鹿児島地方最低賃金審議会において付託された鹿児島県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。また、報告に当たっては別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)の考え方にに基づき最新のデータにより令和元年10月3日発効の鹿児島県最低賃金(時間額790円)は令和元年度の鹿児島県の生活保護費を下回っていなかったことを申し添える。なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。記。公益代表委員、石塚孔信、松枝千鶴、山本晃正。労働者代表委員、喜納浩信、白石祐治、日高実禎。使用者代表委員、岩重昌勝、内道雄、濱上剛一郎。

別紙1。鹿児島県最低賃金。1適用する地域、鹿児島県の区域。2適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者。3適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。4前号の労働者に係る最低賃金額、1時間821円。5この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。6効力発生日、法定どおり。

別紙2につきましては、先ほど事務局よりご説明のありました最賃と生活保護との比較についての資料ということでご理解いただければと思います。要するに、鹿児島県の最低賃金が生生活保護費を下回っていなかったということでございます。

○ 山本部長

以上の報告書の朗読で、この専門部会の審議を終了することになります。

長時間のご審議、ありがとうございました。

最後に、今後のことにつきまして、事務局よりご連絡があればご説明をお願いいたします。

○ 壺屋室長補佐

専門部会の結審に伴います本審につきましては、第1回本審の際にあらかじめ協議していただきましたとおり、第3回本審は、本日の午後6時から、場所はこの第2会議室で開催させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○ 山本部会長

それでは、基準部長から一言ご挨拶をお願いできますでしょうか。

○ 榎園基準部長

労働基準部長の榎園でございます。

鹿児島県最低賃金の審議に関しましては、7月2日に局長より改正に係る諮問をさせていただき、当専門部会を設置のうえ、7月28日に第1回専門部会を開催し、本日までに4回にわたって専門部会を開催し、審議していただきました。

今年度も、非常に暑い中での開催となりましたが、委員の皆様には、業務ご多忙の中、ご出席いただき、また山本部会長を始め、委員の皆様方には、真摯なご審議をしていただきまして心から厚くお礼申し上げます。

今回の結論につきましては、全会一致には至りませんでした。本年は、目安額が全国一律28円とされ、最低賃金が連日大きく報道されるなど審議に対する注目度が極めて高い中、公・労・使それぞれのお立場で、多大なご尽力の上で出された結果であり、改めまして感謝申し上げます。

今後は、第3回本審が開催され、その中で部会長報告がなされることになっておりますが、引き続き各委員の皆様方のご協力をお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。本日は、本当にありがとうございました。

○ 山本部会長

最後に、先ほどの採決の際、賛成多数だと申し上げてしまいましたが、これはやはり数をきちんと確認しておかなければなりませんので、申し訳ありませんでした。採決の結果、公益委員の見解に賛成の委員が5名、反対の委員が3名、棄権の委員は0名ということでありましたので、確認をしておきたいと思っております。

それでは、長時間にわたり、ご審議いただきありがとうございました。

この後、本審が午後6時から開催ということでございます。

それでは、最後に議事録確認者を指名します。労側は白石委員、使側は濱上委員にお願いいたします。

○ 山本部会長

それでは、以上をもちまして、第4回の専門部会を終了したいと思います。

どうもありがとうございました。